第四十八条の三第一項第二号ホ	総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第四十八条の五の三第一項及び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第十八条の六の五　法附則第三十五条の三の七第一項の規定による特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（同条第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額をいう。第一号及び第四項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一　控除する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額が前年前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も前の年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額から順次控除する。

二　法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の三の七第一項の規定による控除を行つた後、法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

2　法附則第三十五条の三の七第二項に規定する特定暗号資産の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡（次項において「特定暗号資産の譲渡」という。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額とする。

3　法附則第三十五条の三の七第二項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定暗号資産の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額とする。

4　法附則第三十五条の三の七第四項において読み替えて準用する法第四十五条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

二　法附則第三十五条の三の七第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、道府県民税の賦課徴収について必要な事項

5　法附則第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の二の二第一項又は第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

6　法附則第三十五条の三の七第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の三の六第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十二条第九項の規定の適用については、同項中「道府県民税に関する申告書」とあるのは、「道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）」とする。

7　法附則第三十五条の三の七第一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定にする特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一　法附則第三十五条の三の六第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条

二　法附則第三十五条の三の六第二項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第一項及び第二項第一号

三　前条第三項の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第一項第一号

四　前条第三項の規定により読み替えて適用される第七条の二の二第二項、第七条の三の五第二項、第七条の九第一項第二号ホ、第七条の十一第一項及び第三項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

8　前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三の七第一項又は第四項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三十二条第三項	所得税法第二条第一項第四十号	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十五の三第十項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号
	同項の規定による道府県民税に関する申告書	同項の規定による道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
	同項ただし書	第四十五条の二第一項ただし書
法第三十二条第六項	を含む	及びその時までに提出された附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む
	同項第二号	第四十五条の二第一項第二号
法第三十二条第八項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
法第三十二条第十一項	第四十五条の二第一項の規定による申告書	第四十五条の二第一項の規定による申告書（附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
法第四十五条の二第一項ただし書	若しくは雑損失の金額の控除	若しくは雑損失の金額の控除、附則第三十五条の三の七第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除
法第四十五条の二第一項第八号	前各号に掲げるもののほか、	附則第三十五条の三の七第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他
法第四十五条の二第三項	雑損失の金額の控除	雑損失の金額の控除、附則第三十五条の三の七第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除
第七条の十九第九項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（法附則第三十五条の三の七第四項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）